

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成31年度分＞

◆ 条例案件 9件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第53号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の成立に伴う裁定の申請に係る手数料の新設 ・建築基準法の一部改正に基づく建築の許可等の申請に係る手数料の新設
議第80号	山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	都市公園の使用料の額の適正化を図るためのもの
議第81号	山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	道路の占用料の額の適正化を図るためのもの
議第82号	山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	流水占用料等の額の適正化を図るためのもの
議第83号	山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について	山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するとともに、空港の着陸料等の額の適正化を図るためのもの
議第84号	山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	港湾施設の使用料の額の適正化を図る等のためのもの
議第85号	山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例の制定について	山形県ふるさと交流広場の使用料の額の適正化を図るためのもの
議第86号	米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例の制定について	米沢ヘリポートの着陸料等の額の適正化を図るためのもの
議第87号	山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について	山形県海浜公園の使用料の額等の適正化を図るためのもの

平成31年2月定例会 議案説明会

◆ 条例以外の案件 2件

番 号	案 件 名	概 要
議第99号	流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について	流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を受益市町に対し負担させるためのもの
議第101号	一般国道13号泉田道路工事用地の処分について	一般国道13号泉田道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すためのもの

平成31年2月定例会 議案説明会

＜県土整備部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
78,619,962	8,029,280	86,649,242

2 主な内容

- (1) 政府の補正予算への対応 17,509,641千円
- ① 公共事業の追加 ※繰越明許費を併せて設定 15,669,958千円
- ・河川整備補助事業 3,363,714千円
 - ・道路改築事業 2,213,642千円
 - ・街路整備事業 2,093,000千円
- ほか12事業
- ② 直轄事業負担金 1,830,683千円
- ・国直轄河川事業費負担金 600,000千円
 - ・国直轄高速道路等事業費負担金 445,734千円
 - ・国直轄道路事業費負担金 333,000千円
- ほか2事業
- ③ 海岸等への漂着物の対応 9,000千円
- (2) 道路除雪費の追加 918,862千円
- (3) 事業実績等により減額する事業（主なもの）
- ・国庫補助事業等の執行実績による投資的経費の減
(災害復旧費含む) △10,166,082千円
- (4) 債務負担行為の設定
- ・街路整備事業に係る用地取得、物件移転及び損失補償契約 限度額 80,000千円

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成30年度分＞

◆ 条例案件 なし

◆ 条例以外の案件 3件

番 号	案 件 名	概 要
議第20号	都市計画街路事業に要する費用の一部負担について	都市計画街路事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるためのもの
議第21号	道路事業（単独）に要する費用の一部負担について	道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるためのもの
議第22号	主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替（桁製作・架設）工事請負契約の一部変更について	設計の一部を変更して実施するためのもの

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(310)～(348)－略－</p> <p>(349) 建築基準法 建築確認 次の表の左 (昭和25年法律第 申請等手 欄に掲げる 201号) 第6条第1 数料 区分に応 項 (同法第87条第 じ、それぞ 1項において準用 れ同表の右 する場合を含む。) 欄に定める の規定に基づく建 額 築物 (同法第86条 の8第1項の規定 による全体計画の 認定又は同条第3 項の規定による全 体計画の変更の認 定を受けた建築物 を除く。以下この 号において同じ。) の確認の申請又は 同法第18条第2項 (同法第87条第1 項において準用す る場合を含む。) の規定に基づく建 築物の計画の通知 に対する審査</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(310)～(348)－略－</p> <p>(349) 建築基準法 建築確認 次の表の左 (昭和25年法律第 申請等手 欄に掲げる 201号) 第6条第1 数料 区分に応 項 (同法第87条第 じ、それぞ 1項において準用 れ同表の右 する場合を含む。) 欄に定める の規定に基づく建 額 築物 (同法第86条 の8第1項若しく は第87条の2第1 項の規定による全 体計画の認定又は 同法第86条の8第 3項 (同法第87条 の2第2項におい て準用する場合を 含む。) の規定に による全体計画の変 更の認定を受けた 建築物を除く。以 下この号において 同じ。) の確認の 申請又は同法第18 条第2項 (同法第 87条第1項におい て準用する場合を 含む。) の規定に 基づく建築物の計 画の通知に対する 審査</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">－略－</td> <td style="text-align: center;">－略－</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	－略－	－略－	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">－略－</td> <td style="text-align: center;">－略－</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	－略－	－略－
区分	金額								
－略－	－略－								
区分	金額								
－略－	－略－								

(349)の2 建築基全体計画の次の表の
準法第86条の8 認定を受け左欄に掲
第1項の規定に た建築物のける区分
 による全体計画の 確認申請等に応じ、そ
 認定又は同条第 手数料 れぞれ同
3項の規定によ 表の右欄
 る全体計画の変 に定める
 更の認定を受け 額
 た建築物に係る
 同法第6条第1
 項の規定に基づ
 く確認の申請又
 は同法第18条第
 2項の規定に基
 づく建築物の計
 画の通知に対す
 る審査

区分	金額
—略—	—略—
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める面積について算定する。 (1)及び(2) —略— (3) 建築物の大規模の修繕又は大 規模の模様替をする場合(次号に掲 げる場合を除く。) 当該修繕又は 模様替に係る部分の床面積の2分 の1 (4) 確認済証の交付を受けた建築 物の計画の変更をして建築物の大 規模の修繕又は大規模の模様替を する場合 当該計画の変更に係る 部分の床面積の2分の1	

(350) 建築基準法 建築設備 確認済証の

(349)の2 建築基全体計画の次の表の左
準法第86条の8 認定を受け欄に掲げる
第1項若しくは た建築物の区分に応
第87条の2第1 確認申請等じ、それぞ
項の規定による 手数料 れ同表の右
 全体計画の認定 欄に定める
 又は同法第86条 額
の8第3項(同法
第87条の2第2
項において準用
する場合を
含む。)の規定によ
 る全体計画の変
 更の認定を受け
 た建築物に係る
 同法第6条第1
 項の規定に基づ
 く確認の申請又
 は同法第18条第
 2項の規定に基
 づく建築物の計
 画の通知に対す
 る審査

区分	金額
—略—	—略—
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める面積について算定する。 (1)及び(2) —略— (3) 建築物の大規模の修繕若しく は大規模の模様替又はその用途の 変更をする場合(次号に掲げる場合 を除く。) 当該修繕、模様替又は 用途の変更に係る部分の床面積の 2分の1 (4) 確認済証の交付を受けた建築 物の計画の変更をして建築物の大 規模の修繕若しくは大規模の模様 替又はその用途の変更をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面 積の2分の1	

(350) 建築基準法 建築設備 確認済証の

<p>第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査</p>	<p>確認申請 等手数料</p>	<p>交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては6,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、4,000円）、その他の建築設備を設置する場合にあっては10,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、5,000円）</p>	<p>第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査</p>	<p>確認申請 等手数料</p>	<p>交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては6,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、4,000円）、その他の建築設備を設置する場合にあっては10,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、5,000円）</p>
<p>(351)～(352)の2 —略—</p>			<p>(351)～(352)の2 —略—</p>		
<p>(353) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査</p>	<p>建築設備 完了検査 申請等 手数料</p>	<p>15,000円 （小荷物専用昇降機に係るものにあつては、9,000円）</p>	<p>(353) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査</p>	<p>建築設備 完了検査 申請等 手数料</p>	<p>15,000円 （小荷物専用昇降機に係るものにあつては、9,000円）</p>
<p>(354)及び(354)の2 —略—</p>			<p>(354)及び(354)の2 —略—</p>		
<p>(355) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18</p>	<p>検査済証 の交付を 受ける前 における</p>	<p>120,000円</p>	<p>(355) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18</p>	<p>検査済証 の交付を 受ける前 における</p>	<p>120,000円</p>

条第24項第1号 建築物等
及び第2号(この仮使用
らの規定を同法 認定申請
第87条の2並びに 手数料
に第88条第1項
及び第2項にお
いて準用する場
合を含む。)の規
定に基づく仮使
用の認定の申請
に対する審査
(355)の2～(360)
—略—
(361) 建築基準法 用途地域 180,000円
第48条第1項た 等におけ
だし書、第2項たる建築等
だし書、第3項た許可申請
だし書、第4項た手数料
だし書、第5項た
だし書、第6項た
だし書、第7項た
だし書、第8項た
だし書、第9項た
だし書、第10項た
だし書、第11項た
だし書、第12項た
だし書、第13項た
だし書又は第14
項ただし書(これ
らの規定を同法
第87条第2項及
び第3項並びに
第88条第2項に
おいて準用する
場合を含む。)の
規定に基づく建
築等の許可の申
請に対する審査
(362)及び(363)
—略—
(364) 建築基準法 建築物の 33,000円
第53条第5項第 建蔽率に
3号の規定に基 関する制
づく建築物の建 限の適用
蔽率に関する制 除外に係

条第24項第1号 建築物等
及び第2号(この仮使用
らの規定を同法 認定申請
第87条の4並びに 手数料
に第88条第1項
及び第2項にお
いて準用する場
合を含む。)の規
定に基づく仮使
用の認定の申請
に対する審査
(355)の2～(360)
—略—
(361) 建築基準法 用途地域 180,000円
第48条第1項た 等におけ (建築基準
だし書、第2項たる建築等 法第48条第
だし書、第3項た許可申請 16項第1号
だし書、第4項た手数料 の規定に該
だし書、第5項た 当する場合
だし書、第6項た にあつては
だし書、第7項た 120,000円、
だし書、第8項た 同項第2号
だし書、第9項た の規定に該
だし書、第10項た 当する場合
だし書、第11項た にあつては
だし書、第12項た 140,000円)
だし書、第13項た
だし書又は第14
項ただし書(これ
らの規定を同法
第87条第2項及
び第3項並びに
第88条第2項に
おいて準用する
場合を含む。)の
規定に基づく建
築等の許可の申
請に対する審査
(362)及び(363)
—略—
(364) 建築基準法 建築物の 33,000円
第53条第6項第 建蔽率に
3号の規定に基 関する制
づく建築物の建 限の適用
蔽率に関する制 除外に係

限の適用除外に 係る許可の申請 に対する審査

(365)～(384) 略一

(384)の2 建築基 全体計画 次の表の左
準法第86条の8 認定申請 欄に掲げる
第1項の規定に 手数料 区分に応
基づく全体計画 じ、それぞ
の認定の申請に れ同表の右
対する審査 欄に定める
額

区分	金額
一略一	一略一
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。	
(1) 一略一	
(2) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	

(384)の3 建築基 全体計画 次の表の左
準法第86条の8 第3項の規定に基づ申請手数 区分に応
く全体計画の変更料 じ、それぞ
の認定の申請に対 同表の右
する審査 欄に定める
額

区分	金額
一略一	一略一
備考 床面積の合計は、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分の床面積の2分の1（増築又は改築をする場合で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。	

限の適用除外に 係る許可の申請 に対する審査

(365)～(384) 略一

(384)の2 建築基 全体計画 次の表の左
準法第86条の8 認定申請 欄に掲げる
第1項又は第87 手数料 区分に応
条の2第1項の じ、それぞ
規定に基づく全 れ同表の右
体計画の認定の 欄に定める
申請に対する審 額
査

区分	金額
一略一	一略一
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。	
(1) 一略一	
(2) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替又はその用途の変更をする場合 当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1	

(384)の3 建築基 全体計画 次の表の左
準法第86条の8 変更認定 欄に掲げる
第3項（同法第87申請手数 区分に応
条の2第2項に 料 じ、それぞ
おいて準用する れ同表の右
場合を含む。）の 欄に定める
規定に基づく全 額
体計画の変更の
認定の申請に対
する審査

区分	金額
一略一	一略一
備考 床面積の合計は、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする部分の床面積の2分の1（増築又は改築をする場合で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。	

(384)の3の2 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 興行場等の使用許可申請手数料 興行場等の使用期間が1月以内の場合にあっては55,000円、興行場等の使用期間が1月を超え3月以内の場合にあっては80,000円、興行場等の使用期間が3月を超える場合にあっては120,000円

(384)の3の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 特別興行場等の使用許可申請手数料 160,000円

(384)の4 建築物、確認済証 証明書1通
建築設備及び工作等交付証につき500
物に係る次の事項 明書交付 円
の証明書の交付 手数料

イ 建築基準法第6条第4項及び第18条第3項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けていること。

(384)の4 建築 確認済証 証明書1通
物、建築設備及び等交付証につき500
工作物に係る次 明書交付 円
の事項の証明書 手数料
の交付

イ 建築基準法第6条第4項及び第18条第3項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受け

ロ 建築基準法第7条第5項及び第18条第18項（これらの規定を同法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けていること。

ハ 建築基準法第7条の3第5項及び第18条第21項（これらの規定を同法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付を受けていること。

(385)～(423)の15

—略—

(461)～(478) —略—

—

2 —略—

ていること。

ロ 建築基準法第7条第5項及び第18条第18項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けていること。

ハ 建築基準法第7条の3第5項及び第18条第21項（これらの規定を同法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付を受けていること。

(385)～(423)の15

—略—

(461)～(478) —

略—

2 —略—

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の15-略-</p> <p>(新設)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の15-略-</p> <p><u>(423)の16 所有 土地使用 権等の取得の申請又は同法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失の補償金の見積額が10万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">27,000円</td> </tr> <tr> <td>損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</td> </tr> <tr> <td>損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達する</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	27,000円	損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額	損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達する
区分	金額								
損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	27,000円								
損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額								
損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達する								

	<u>ごとに 3,400 円を加えた金額</u>
<u>損失の補償金の見積額が 500 万円を超え 2,000 万円以下の場合</u>	<u>211,600 円に損失の補償金の見積額の 500 万円を超える部分が 100 万円に達するごとに 3,500 円を加えた金額</u>
<u>損失の補償金の見積額が 2,000 万円を超え 1 億円以下の場合</u>	<u>264,100 円に損失の補償金の見積額の 2,000 万円を超える部分が 400 万円に達するごとに 4,800 円を加えた金額</u>
<u>損失の補償金の見積額が 1 億円を超える場合</u>	<u>360,100 円</u>

(新設)

(423) の 17 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 27 条第 1 項又は同法第 37 条第 1 項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料 前号の表の左欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額

(424) ~ (478) -略-

(424) ~ (478) -略-

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第 2				別表第 2			
1 一略一				1 一略一			
2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けて都市公園を占有する場合の使用料				2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けて都市公園を占有する場合の使用料			
一略一				一略一			
備考 1 一略一				備考 1 一略一			
2 使用期間が 1 月に満たない場合の土地の占有に係る使用料の額は、この表に掲げる額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。				2 使用期間が 1 月に満たない場合の土地の占有に係る使用料の額は、この表に掲げる額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。			
3 第 5 条第 1 項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料				3 第 5 条第 1 項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料			
区分		単位		区分		単位	
第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為		1 人 1 日につき		第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為		1 人 1 日につき	
						710円	
第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為		1 平方メートル 1 日につき		第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為		1 平方メートル 1 日につき	
						70円	
第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為		1 人 1 日につき		第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為		1 人 1 日につき	
						710円	
第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	写真撮影	1 人 1 日につき		第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	写真撮影	1 人 1 日につき	
						710円	
	映画撮影	1 日につき			映画撮影	1 日につき	
						14,280円	
第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	第 6 条第 1 項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき		第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	第 6 条第 1 項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	
						1,720円	
	山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき			山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	
						51,000円 の範囲内で知事が定める額	
						1,770円	
						52,460円 の範囲内で知事が定める額	
備考				備考			
1 及び 2 一略一				1 及び 2 一略一			
別表第 3				別表第 3			
有料公園施設を使用する場合の使用料				有料公園施設を使用する場合の使用料			
1 主要施設使用料				1 主要施設使用料			
使用時間の区分及び使用時間数を勘案して、次に掲げる施設の使用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額				使用時間の区分及び使用時間数を勘案して、次に掲げる施設の使用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額			
施設		区分		施設		区分	
悠創の丘	展示室	入場料金を領収しない場合		悠創の丘	展示室	入場料金を領収しない場合	
						1 室 1 時間当たり	
	180円		190円				
展示室		入場料金を領収する場合		展示室		入場料金を領収する場合	
						1 室 1 時間当たり	
						750円	
研修室				研修室		1 時間当たり	
						410円	
蔵王みはら	スケートパーク	全部を単独で使用する場合		蔵王みはら	スケートパーク	全部を単独で使用する場合	
		児童生徒等のみが使用する場合				1 日当たり	
	10,000円		10,290円				
スケートパーク		上記以外の場合		スケートパーク		上記以外の場合	
						1 日当たり	
						20,000円	
						20,580円	
一略一				一略一			

シグラウ の ド・ 丘 ミ ユ ー	全部を 単独で 使用す る場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1日当たり 4,000円			
		上記以外の場合	1日当たり 8,000円			
—略—						
ジ ア ム パ ー ク	多目的 広場	児童生徒等のみが使用する 場合	1日当たり 2,000円			
		上記以外の場合	1日当たり 4,000円			
庄 内 空 港 緩 衝 緑 地	オート キャン プ場	入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 200円			
			児童生徒等以外の者	1人1回当たり 400円		
	テント サイトの 使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,120円			
		宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 3,160円			
テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合	1面1時間当たり 260円				
		上記以外の場合 1面1時間当たり 520円				
多目的 広場	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 260円				
	上記以外の場合	1時間当たり 520円				
アー チ ェ リ ー 場	全部を 単独で 使用す る場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,300円			
		上記以外の場合	1時間当たり 2,600円			
	上記以 外の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1回当たり 200円			
		上記以外の場合	1人1回当たり 400円			
最 上 中 央 公 園	屋内多 目的施 設 中央公 園	全部を 単独で 使用す る場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり 880円
			上記以 外の場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり 1,760円
		入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり	

シグラウ の ド・ 丘 ミ ユ ー	全部を 単独で 使用す る場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1日当たり 4,110円			
		上記以外の場合	1日当たり 8,220円			
—略—						
ジ ア ム パ ー ク	多目的 広場	児童生徒等のみが使用する 場合	1日当たり 2,060円			
		上記以外の場合	1日当たり 4,120円			
庄 内 空 港 緩 衝 緑 地	オート キャン プ場	入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 210円			
			児童生徒等以外の者	1人1回当たり 420円		
	テント サイトの 使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,150円			
		宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 3,250円			
テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合	1面1時間当たり 270円				
		上記以外の場合 1面1時間当たり 540円				
多目的 広場	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 270円				
	上記以外の場合	1時間当たり 540円				
アー チ ェ リ ー 場	全部を 単独で 使用す る場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,340円			
		上記以外の場合	1時間当たり 2,680円			
	上記以 外の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1回当たり 210円			
		上記以外の場合	1人1回当たり 420円			
最 上 中 央 公 園	屋内多 目的施 設 中央公 園	全部を 単独で 使用す る場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり 910円
			上記以 外の場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり 1,820円
		入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1時間当たり	

				場 料 金 を 領 収 す る 場 合	徒等のみが使用する 場合	1,750円	
					上記以外の場合	1時間当たり 3,500円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない 場合		1時間当たり 8,770円	
				入場料金を領収する 場合		1時間当たり 35,090円	
		半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 440円	
					上記以外の場合	1時間当たり 880円	
最上川ふるさと総合公園	展示研修施設	企画展示室	一略一				
				入場料金を領収する 場合		1時間当たり 490円	
		研修室				1時間当たり 670円	
スケートパーク	全部を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1日当たり 19,380円				
			上記以外の場合	1日当たり 38,760円			
		児童生徒等が使用する 場合	1人1日当たり 260円				
			上記以外の場合	1人1日当たり 520円			
山形県総合運動公園	陸上競技場	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,010円	
					上記以外の場合	1時間当たり 2,020円	
				入場料金を領収する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 2,020円	
				上記以外の場合		1時間当たり	

				場 料 金 を 領 収 す る 場 合	徒等のみが使用する 場合	1,800円	
					上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない 場合		1時間当たり 9,020円	
				入場料金を領収する 場合		1時間当たり 36,100円	
		半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 450円	
					上記以外の場合	1時間当たり 900円	
最上川ふるさと総合公園	展示研修施設	企画展示室	一略一				
				入場料金を領収する 場合		1時間当たり 500円	
		研修室				1時間当たり 690円	
スケートパーク	全部を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1日当たり 19,940円				
			上記以外の場合	1日当たり 39,880円			
		児童生徒等が使用する 場合	1人1日当たり 270円				
			上記以外の場合	1人1日当たり 540円			
山形県総合運動公園	陸上競技場	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,040円	
					上記以外の場合	1時間当たり 2,080円	
				入場料金を領収する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 2,080円	
				上記以外の場合		1時間当たり	

			収 外 の 場 合	4,040円			
		アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使用 する場 合	入場料金を 領収しない 場合	1 時間あたり 10,100円			
			入場料金を 領収する場 合	1 日あたり最 高入場料金の 250人分に相 当する額（そ の額が40,390 円に使用時間 数を乗じて得 た額に満たな い場合は、1 時間あたり 40,390円)			
		一略一					
サブグ ラウン ド	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合		1 時間あたり 480円			
		上記以外の場合		1 時間あたり 960円			
		一略一					
総合 体育館	ア リ ー ナ	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1 時間あたり 1,180円		
				上記以 外の場 合	1 時間あたり 2,360円		
				児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1 時間あたり 2,370円		
				上記以 外の場 合	1 時間あたり 4,740円		
				アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使用 する場 合	入場料金を 領収しない 場合	1 時間あたり 11,830円	
					入場料金を 領収する場 合	1 時間あたり 47,330円	
				半面を 単独で	児童生徒等のみが 使用する場合		1 時間あたり 590円

			収 外 の 場 合	4,160円			
		アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使用 する場 合	入場料金を 領収しない 場合	1 時間あたり 10,390円			
			入場料金を 領収する場 合	1 日あたり最 高入場料金の 250人分に相 当する額（そ の額が41,550 円に使用時間 数を乗じて得 た額に満たな い場合は、1 時間あたり 41,550円)			
		一略一					
サブグ ラウン ド	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合		1 時間あたり 490円			
		上記以外の場合		1 時間あたり 980円			
		一略一					
総合 体育館	ア リ ー ナ	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1 時間あたり 1,210円		
				上記以 外の場 合	1 時間あたり 2,420円		
				児童生 徒等 のみ が 使 用 す る 場 合	1 時間あたり 2,440円		
				上記以 外の場 合	1 時間あたり 4,880円		
				アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使用 する場 合	入場料金を 領収しない 場合	1 時間あたり 12,170円	
					入場料金を 領収する場 合	1 時間あたり 48,690円	
				半面を 単独で	児童生徒等のみが 使用する場合		1 時間あたり 610円

使用する 場合	上記以外の場合		1 時間当たり	1,180円	
	4 分の 1 面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり	300円	
		上記以外の場合	1 時間当たり	600円	
一略一					
サブ アリー ナ	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	450円
			上記以 外の場 合	1 時間当たり	900円
		入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	900円
			上記以 外の場 合	1 時間当たり	1,800円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1 時間当たり	4,490円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時間当たり	17,950円
	半面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり	220円	
			上記以外の場合	1 時間当たり	440円
	一略一				
	柔道場	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり
上記以 外の場 合				1 時間当たり	900円
入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合		児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	900円	
		入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時間当たり	900円	

使用する 場合	上記以外の場合		1 時間当たり	1,220円	
	4 分の 1 面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり	310円	
		上記以外の場合	1 時間当たり	620円	
一略一					
サブ アリー ナ	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	460円
			上記以 外の場 合	1 時間当たり	920円
		入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	930円
			上記以 外の場 合	1 時間当たり	1,860円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1 時間当たり	4,620円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時間当たり	18,470円
	半面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり	230円	
			上記以外の場合	1 時間当たり	460円
	一略一				
	柔道場	全部を 単独で 使用する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり
上記以 外の場 合				1 時間当たり	920円
入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合		児童生 徒等 のみ が 使用 する 場合	1 時間当たり	930円	
		入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時間当たり	930円	

			料金を領収する場合	みを使用する場合	1時間当たり 1,800円
			上記以外の場合		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,490円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 17,950円		
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 220円		
		上記以外の場合	1時間当たり 440円		
一略一					
剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円
			上記以外の場合		1時間当たり 900円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,800円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,490円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 17,950円		
半面を単独で	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 220円		

			料金を領収する場合	みを使用する場合	1時間当たり 1,860円
			上記以外の場合		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,620円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 18,470円		
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 230円		
		上記以外の場合	1時間当たり 460円		
一略一					
剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 460円
			上記以外の場合		1時間当たり 920円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 930円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,860円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,620円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 18,470円		
半面を単独で	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 230円		

	使用する 場合	上記以外の場合	1 時間当たり 440円
	—略—		
屋内 プー ル	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 1,960円
		上記以外の場合	1 時間当たり 3,920円
	半面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 980円
		上記以外の場合	1 時間当たり 1,960円
	—略—		
テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合		1 面 1 時間当 たり 260円
	上記以外の場合		1 面 1 時間当 たり 520円
屋外 プー ル	レク リエ ーシ ョン プー ル	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 回当た り 410円
		上記以外の場合	1 人 1 回当た り 820円
50メ ート ルプ ール	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 1,790円
		上記以外の場合	1 時間当たり 3,580円
	—略—		
サッカ ー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 520円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,040円
ラグビ ー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 520円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,040円
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 520円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,040円
運動広 場	全部を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 370円
		上記以外の場合	1 時間当たり 740円
	半面を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 180円
		上記以外の場合	1 時間当たり 360円
第 2 運 動広場	全部を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 510円
		上記以外の場合	1 時間当たり

	使用する 場合	上記以外の場合	1 時間当たり 460円
	—略—		
屋内 プー ル	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 2,020円
		上記以外の場合	1 時間当たり 4,040円
	半面を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 1,010円
		上記以外の場合	1 時間当たり 2,020円
	—略—		
テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合		1 面 1 時間当 たり 270円
	上記以外の場合		1 面 1 時間当 たり 540円
屋外 プー ル	レク リエ ーシ ョン プー ル	児童生徒等が使用する場合	1 人 1 回当た り 420円
		上記以外の場合	1 人 1 回当た り 840円
50メ ート ルプ ール	全部を 単独で 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 1,840円
		上記以外の場合	1 時間当たり 3,680円
	—略—		
サッカ ー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 530円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,060円
ラグビ ー場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 530円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,060円
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 530円
	上記以外の場合		1 時間当たり 1,060円
運動広 場	全部を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 380円
		上記以外の場合	1 時間当たり 760円
	半面を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 190円
		上記以外の場合	1 時間当たり 380円
第 2 運 動広場	全部を 使用する 場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1 時間当たり 520円
		上記以外の場合	1 時間当たり

					1,020円		
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	260円		
		上記以外の場合		1時間当たり	520円		
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	520円		
		上記以外の場合		1時間当たり	1,040円		
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	520円		
		上記以外の場合		1時間当たり	1,040円		
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,880円	
				上記以外の場合	1時間当たり	3,760円	
				児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	3,750円	
				入場料金を領収する場合	上記以外の場合	1時間当たり	7,500円
				アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	18,770円
					入場料金を領収する場合	1時間当たり	75,070円
	4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,410円		
		上記以外の場合		1時間当たり	2,820円		
	3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,240円		
		上記以外の場合		1時間当たり	2,480円		
	半面を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	940円		
		上記以外の場合		1時間当たり			

					1,040円		
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	270円		
		上記以外の場合		1時間当たり	540円		
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	530円		
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円		
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	530円		
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円		
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,930円	
				上記以外の場合	1時間当たり	3,860円	
				児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	3,860円	
				入場料金を領収する場合	上記以外の場合	1時間当たり	7,720円
				アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	19,310円
					入場料金を領収する場合	1時間当たり	77,220円
	4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,450円		
		上記以外の場合		1時間当たり	2,900円		
	3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,280円		
		上記以外の場合		1時間当たり	2,560円		
	半面を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	970円		
		上記以外の場合		1時間当たり			

				る場合		1,880円
				3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 620円
					上記以外の場合	1時間当たり 1,240円
				4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 470円
					上記以外の場合	1時間当たり 940円
				—略—		
中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,060円	
				上記以外の場合	1時間当たり 2,120円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,110円	
				上記以外の場合	1時間当たり 4,220円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 (職業野球に使用する場合を除く。)	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 2,330円から 5,510円まで	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 9,330円から 22,030円まで	
	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1日当たり 142,800円		
		入場料金を領収する場合		1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額(その額433,500円に満たない場合は、433,500円)		
	第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 440円		
			上記以外の場合	1時間当たり 880円		
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間当たり 1,160円から 2,740円まで			
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合 350円			
		上記以外の	1時間当たり			

				る場合		1,940円
				3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 640円
					上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
				4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 480円
					上記以外の場合	1時間当たり 960円
				—略—		
中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,090円	
				上記以外の場合	1時間当たり 2,180円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,170円	
				上記以外の場合	1時間当たり 4,340円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 (職業野球に使用する場合を除く。)	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 2,400円から 5,670円まで	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 9,600円から 22,660円まで	
	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1日当たり 146,900円		
		入場料金を領収する場合		1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額(その額445,940円に満たない場合は、445,940円)		
	第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円		
			上記以外の場合	1時間当たり 900円		
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間当たり 1,190円から 2,820円まで			
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合 360円			
		上記以外の	1時間当たり			

	する場 合	場合		700円
		一略一		
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		1 時間当たり 710円から 2,030円まで
弓 張 平 公 園	オート キャン プ場	入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1 人 1 回当たり 260円
		児童生徒等以外の者		1 人 1 回当たり 520円
	テント サイト の使用	駐 車 場 を 併 設 す る も の 使 用	宿泊を伴わない使用	1 区画 1 回当たり 2,040円
			宿泊を伴う使用	1 区画 1 泊当たり 4,080円
		駐 車 場 を 併 設 し な い も の 使 用	宿泊を伴わない使用	1 区画 1 回当たり 1,530円
			宿泊を伴う使用	1 区画 1 泊当たり 3,060円
	コ テ ー ジ の 使 用	宿泊を伴わない使用		1 棟 1 回当たり 5,100円
		宿泊を伴う使用		1 棟 1 泊当たり 10,200円
	テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合		1 面 1 時間当たり 230円
		上記以外の場合		1 面 1 時間当たり 460円
陸上競 技場	全部を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみが 使用する 場合	1 時間当たり 480円	
		上記以外の場合	1 時間当たり 960円	
	一略一			
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 300円	
	上記以外の場合		1 時間当たり 600円	
運動広 場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 230円	
	上記以外の場合		1 時間当たり 460円	
パター ゴルフ 場	児童生徒等が使用する 場合		1 人 1 回当たり 260円	
	上記以外の場合		1 人 1 回当たり 520円	
体 育 館	ア リ 一 ナ	全部を 単 独 で 使 用 す る 場 合	1 時間当たり 240円	
		上記以外の場合	1 時間当たり 480円	

	する場 合	場合		720円
		一略一		
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		1 時間当たり 730円から 2,090円まで
弓 張 平 公 園	オート キャン プ場	入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1 人 1 回当たり 270円
		児童生徒等以外の者		1 人 1 回当たり 540円
	テント サイト の使用	駐 車 場 を 併 設 す る も の 使 用	宿泊を伴わない使用	1 区画 1 回当たり 2,100円
			宿泊を伴う使用	1 区画 1 泊当たり 4,200円
		駐 車 場 を 併 設 し な い も の 使 用	宿泊を伴わない使用	1 区画 1 回当たり 1,570円
			宿泊を伴う使用	1 区画 1 泊当たり 3,150円
	コ テ ー ジ の 使 用	宿泊を伴わない使用		1 棟 1 回当たり 5,250円
		宿泊を伴う使用		1 棟 1 泊当たり 10,490円
	テニス コート	児童生徒等のみが使用する 場合		1 面 1 時間当たり 240円
		上記以外の場合		1 面 1 時間当たり 480円
陸上競 技場	全部を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみが 使用する 場合	1 時間当たり 490円	
		上記以外の場合	1 時間当たり 980円	
	一略一			
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 310円	
	上記以外の場合		1 時間当たり 620円	
運動広 場	児童生徒等のみが使用する 場合		1 時間当たり 240円	
	上記以外の場合		1 時間当たり 480円	
パター ゴルフ 場	児童生徒等が使用する 場合		1 人 1 回当たり 270円	
	上記以外の場合		1 人 1 回当たり 540円	
体 育 館	ア リ 一 ナ	全部を 単 独 で 使 用 す る 場 合	1 時間当たり 250円	
		上記以外の場合	1 時間当たり 500円	

		一略一	
軽運動室	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 240円
		上記以外の場合	1時間当たり 480円
		一略一	
屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 240円
		上記以外の場合	1時間当たり 480円
		一略一	

		一略一	
軽運動室	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円
		上記以外の場合	1時間当たり 500円
		一略一	
屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円
		上記以外の場合	1時間当たり 500円
		一略一	

2 附属施設及び器具使用料

次に掲げる附属施設又は器具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額	
		アマチユアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
庄内空港緩衝緑地	一略一		
	テニスコート	1時間につき	310円
最上中央公園	屋内多目的施設	1時間につき	200円 410円
	一略一		
山形県総合運動公園	陸上競技場	1室1時間につき	510円
	一略一		
	放送設備	1時間につき	420円 840円
	一略一		
	陸上競技用具	一式1時間につき	1,800円
	夜間照明施設	1時間につき	31,110円 155,550円
電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,800円 9,630円
	入場料金を領収する場合		9,630円 17,280円

2 附属施設及び器具使用料

次に掲げる附属施設又は器具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額	
		アマチユアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
庄内空港緩衝緑地	一略一		
	テニスコート	1時間につき	320円
最上中央公園	屋内多目的施設	1時間につき	210円 420円
	一略一		
山形県総合運動公園	陸上競技場	1室1時間につき	520円
	一略一		
	放送設備	1時間につき	430円 860円
	一略一		
	陸上競技用具	一式1時間につき	1,850円
	夜間照明施設	1時間につき	32,000円 160,010円
電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,970円 9,910円
	入場料金を領収する場合		9,910円 17,780円

サブ グラ ラウ ンド	一略一				
	陸上競技用具	一略一			
		一式 1時 間 に つ き	<u>1,460円</u>		
総 合 体 育 館	一略一				
	合宿所	1人 1泊 に つ き		<u>1,110円</u>	
	一略一				
	会議室	1室 1時 間 に つ き		<u>630円</u>	
	展 示 ロ ビ ー	入場料金を 領収しない 場合	1時 間 に つ き		<u>140円</u>
					<u>570円</u>
	ホ ワ イ エ	入場料金を 領収しない 場合	1時 間 に つ き		<u>380円</u>
					<u>1,510円</u>
	舞 台 音 響 設 備	1時 間 に つ き	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	
	放 送 設 備	1時 間 に つ き	<u>420円</u>	<u>840円</u>	
	得 点 表 示 板	1時 間 に つ き	<u>260円</u>		
	運 動 用 具 (体 操 競 技 用 具 を 除 く。)	1競 技 一 式 1時 間 に つ き	<u>270円</u>		
	体 操 競 技 用 具	1種 目 一 式 1時 間 に つ き		<u>270円</u>	
全種 目 一 式 1時 間 に つ き			<u>830円</u>		
そ の 他 の 備 品	1品 1時 間 に つ き	<u>630円</u>	<u>1,260円</u>		
テ	一略一				

サブ グラ ラウ ンド	一略一				
	陸上競技用具	一略一			
		一式 1時 間 に つ き	<u>1,500円</u>		
総 合 体 育 館	一略一				
	合宿所	1人 1泊 に つ き		<u>1,140円</u>	
	一略一				
	会議室	1室 1時 間 に つ き		<u>650円</u>	
	展 示 ロ ビ ー	入場料金を 領収しない 場合	1時 間 に つ き		<u>140円</u>
					<u>590円</u>
	ホ ワ イ エ	入場料金を 領収しない 場合	1時 間 に つ き		<u>390円</u>
					<u>1,550円</u>
	舞 台 音 響 設 備	1時 間 に つ き	<u>1,030円</u>	<u>2,060円</u>	
	放 送 設 備	1時 間 に つ き	<u>430円</u>	<u>860円</u>	
	得 点 表 示 板	1時 間 に つ き	<u>270円</u>		
	運 動 用 具 (体 操 競 技 用 具 を 除 く。)	1競 技 一 式 1時 間 に つ き	<u>280円</u>		
	体 操 競 技 用 具	1種 目 一 式 1時 間 に つ き		<u>280円</u>	
全種 目 一 式 1時 間 に つ き			<u>850円</u>		
そ の 他 の 備 品	1品 1時 間 に つ き	<u>650円</u>	<u>1,300円</u>		
テ	一略一				

ニ ス コ ー ト	会議室	1室 1時間 につき	<u>620円</u>		
	—略—				
	夜間照明施設	テニ スコ ート 1面 の照 明 1時 間 に つ き	<u>730円</u>		
	—略—				
屋 外 プ ー ル	会議室	1室 1時間 につき	<u>660円</u>		
	—略—				
野 球 場	スコアボード	1時 間 に つ き	<u>550円</u>		
	—略—				
—略—					
第 2 運 動 広 場	夜間照明施設	1時 間 に つ き	<u>3,530円</u>		
	—略—				
屋 内 多 目 的 コ ー ト	会議室	1室 1時間 につき	<u>120円</u>	<u>240円</u>	
	—略—				
中 山 公 園	野 球 場	室内練習場	1時 間 に つ き	<u>700円</u>	<u>1,410円</u>
		合宿所	1人 1泊 に つ き	<u>680円</u>	
	会 議 室	1室 1時間 につき	<u>290円</u>	<u>570円</u>	
		浴室	1回	<u>1,700円</u>	<u>2,120円</u>
	温水シャワー	1回	<u>1,430円</u>	<u>1,710円</u>	
	食堂	1時 間 に つ き	<u>290円</u>	<u>570円</u>	
	厨(ちゅう)房	1賄 い 日 に つ き	<u>1,130円</u>	<u>2,260円</u>	
	スコアボード	1時 間 に	<u>680円</u>	<u>1,360円</u>	

ニ ス コ ー ト	会議室	1室 1時間 につき	<u>640円</u>		
	—略—				
	夜間照明施設	テニ スコ ート 1面 の照 明 1時 間 に つ き	<u>750円</u>		
	—略—				
屋 外 プ ー ル	会議室	1室 1時間 につき	<u>680円</u>		
	—略—				
野 球 場	スコアボード	1時 間 に つ き	<u>570円</u>		
	—略—				
—略—					
第 2 運 動 広 場	夜間照明施設	1時 間 に つ き	<u>3,630円</u>		
	—略—				
屋 内 多 目 的 コ ー ト	会議室	1室 1時間 につき	<u>120円</u>	<u>250円</u>	
	—略—				
中 山 公 園	野 球 場	室内練習場	1時 間 に つ き	<u>720円</u>	<u>1,450円</u>
		合宿所	1人 1泊 に つ き	<u>700円</u>	
	会 議 室	1室 1時間 につき	<u>300円</u>	<u>590円</u>	
		浴室	1回	<u>1,750円</u>	<u>2,180円</u>
	温水シャワー	1回	<u>1,470円</u>	<u>1,760円</u>	
	食堂	1時 間 に つ き	<u>300円</u>	<u>590円</u>	
	厨(ちゅう)房	1賄 い 日 に つ き	<u>1,160円</u>	<u>2,320円</u>	
	スコアボード	1時 間 に	<u>700円</u>	<u>1,400円</u>	

		つき		
	放送設備	1時間につき	430円	860円
	ピッチングマシン	1台1時間につき	430円	
	夜間照明施設	1時間につき	23,460円	150,960円
第2野球場	スコアボード	1時間につき	210円	430円
	放送設備	1時間につき	210円	430円
弓張平公園	—略—			
	体育館	—略—		
		会議室	1室1時間につき	

備考

1～3 —略—

		つき		
	放送設備	1時間につき	440円	880円
	ピッチングマシン	1台1時間につき	440円	
	夜間照明施設	1時間につき	24,130円	155,290円
第2野球場	スコアボード	1時間につき	220円	440円
	放送設備	1時間につき	220円	440円
弓張平公園	—略—			
	体育館	—略—		
		会議室	1室1時間につき	

備考

1～3 —略—

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。</p>

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																								
（流水占用料等の額）	（流水占用料等の額）																								
第2条 一略一	第2条 一略一																								
2 前項の規定にかかわらず、河川法第24条の規定による許可（発電のための占用の許可を除く。）の有効期間が1月に満たない場合の占用料の額は、単年度の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、当該有効期間が翌年度にわたる場合においては、各年度の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額の合計額とする。	2 前項の規定にかかわらず、河川法第24条の規定による許可（発電のための占用の許可を除く。）の有効期間が1月に満たない場合の占用料の額は、単年度の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、当該有効期間が翌年度にわたる場合においては、各年度の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額の合計額とする。																								
3 一略一	3 一略一																								
別表第1	別表第1																								
1 流水占用料	1 流水占用料																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工鉱業用</td> <td>毎秒1リットル 1年</td> <td>3,421円</td> </tr> <tr> <td>養魚用</td> <td></td> <td>1,710円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>1,710円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金	工鉱業用	毎秒1リットル 1年	3,421円	養魚用		1,710円	その他		1,710円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工鉱業用</td> <td>毎秒1リットル 1年</td> <td>3,484円</td> </tr> <tr> <td>養魚用</td> <td></td> <td>1,741円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>1,741円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金	工鉱業用	毎秒1リットル 1年	3,484円	養魚用		1,741円	その他		1,741円
区分	単位	料金																							
工鉱業用	毎秒1リットル 1年	3,421円																							
養魚用		1,710円																							
その他		1,710円																							
区分	単位	料金																							
工鉱業用	毎秒1リットル 1年	3,484円																							
養魚用		1,741円																							
その他		1,741円																							
2 一略一	2 一略一																								
3 発電のための占用料	3 発電のための占用料																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の項に掲げる発電所以外の発電所</td> <td>1年</td> <td>次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+1,067円 4銭×（最大理論水力－常時理論水力）</td> </tr> <tr> <td>(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所</td> <td>1年</td> <td>次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+470円88銭×（最大理論水力－常時理論水力）</td> </tr> <tr> <td>(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金	次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+1,067円 4銭×（最大理論水力－常時理論水力）	(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所	1年	次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+470円88銭×（最大理論水力－常時理論水力）	(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の項に掲げる発電所以外の発電所</td> <td>1年</td> <td>次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+1,086円 80銭×（最大理論水力－常時理論水力）</td> </tr> <tr> <td>(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所</td> <td>1年</td> <td>次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+479円60銭×（最大理論水力－常時理論水力）</td> </tr> <tr> <td>(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金	次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+1,086円 80銭×（最大理論水力－常時理論水力）	(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所	1年	次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+479円60銭×（最大理論水力－常時理論水力）	(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金		
区分	単位	料金																							
次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+1,067円 4銭×（最大理論水力－常時理論水力）																							
(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所	1年	次の式により算定される額 2,134円8銭 ×常時理論水力+470円88銭×（最大理論水力－常時理論水力）																							
(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金																									
区分	単位	料金																							
次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+1,086円 80銭×（最大理論水力－常時理論水力）																							
(1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。）を開始した発電所	1年	次の式により算定される額 2,173円60銭 ×常時理論水力+479円60銭×（最大理論水力－常時理論水力）																							
(2) 設備の増設（増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金が算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金																									

で算出した額に満たない場合におけるものを除く。)をした発電所で、昭和40年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電(設備の点検のためにするものを除く。)を開始したもの		
---	--	--

で算出した額に満たない場合におけるものを除く。)をした発電所で、昭和40年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電(設備の点検のためにするものを除く。)を開始したもの		
---	--	--

備考

1～3 -略-

別表第2

1 土石採取料

種類	単位	料金
土砂	1 立方メートル	<u>97円70銭</u>
砂		<u>137円30銭</u>
切込砂利		<u>160円10銭</u>
砂利		<u>182円90銭</u>
栗石、玉石		<u>232円40銭</u>
転石	長径30センチメートル以上50センチメートル未満 1個	<u>228円80銭</u>
	長径50センチメートル以上70センチメートル未満 1個	<u>572円40銭</u>
	長径70センチメートル以上90センチメートル未満 1個	<u>915円70銭</u>
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満 1個	<u>1,373円60銭</u>
	長径120センチメートル以上 1個	<u>1,831円50銭</u>

備考 -略-

2 -略-

備考

1～3 -略-

別表第2

1 土石採取料

種類	単位	料金
土砂	1 立方メートル	<u>99円50銭</u>
砂		<u>139円80銭</u>
切込砂利		<u>163円</u>
砂利		<u>186円20銭</u>
栗石、玉石		<u>236円70銭</u>
転石	長径30センチメートル以上50センチメートル未満 1個	<u>233円</u>
	長径50センチメートル以上70センチメートル未満 1個	<u>583円</u>
	長径70センチメートル以上90センチメートル未満 1個	<u>932円60銭</u>
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満 1個	<u>1,399円</u>
	長径120センチメートル以上 1個	<u>1,865円40銭</u>

備考 -略-

2 -略-

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案								
附 則	附 則								
<p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から平成31年3月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から平成31年3月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から平成31年3月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から平成32年3月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から平成32年3月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から平成32年3月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>								
別表第1	別表第1								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">着陸料</td> <td> <p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.08を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.08を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.08を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.08を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">着陸料</td> <td> <p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p>
区分	金額								
着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.08を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.08を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p>								
区分	金額								
着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロ</p>								

	<p>の金額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ　－略－</p>
停留料	<p>停留した時から24時間までごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額）</p> <p>(1)及び(2)　－略－</p>

備考

1 及び 2　－略－

別表第 2

使用の目的	土地使用料		摘要
	単位	年額	
－略－			

備考

1　－略－

2 使用の期間が1月に満たない場合の額は、この表に掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。

	<p>の金額に<u>1.1</u>を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に<u>1.1</u>を乗じて得た金額）</p> <p>イ及びロ　－略－</p>
停留料	<p>停留した時から24時間までごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額に<u>1.1</u>を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に<u>1.1</u>を乗じて得た金額）</p> <p>(1)及び(2)　－略－</p>

備考

1 及び 2　－略－

別表第 2

使用の目的	土地使用料		摘要
	単位	年額	
－略－			

備考

1　－略－

2 使用の期間が1月に満たない場合の額は、この表に掲げる額に1.1を乗じて得た額とする。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行						改 正 案					
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例によるものとする。</p> <p>(1)～(7) ー略ー</p> <p>(8) <u>鼠ヶ関マリーナ</u> <u>鼠ヶ関港</u>の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供するためのものをいう。</p> <p>(9)～(11) ー略ー</p>						<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例によるものとする。</p> <p>(1)～(7) ー略ー</p> <p>(8) <u>鼠ヶ関マリーナ</u> <u>鼠ヶ関港</u>の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供するためのものをいう。</p> <p>(9)～(11) ー略ー</p>					
別表						別表					
<p>(1) 通常使用の場合</p> <p>イ 酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び<u>鼠ヶ関マリーナ</u>以外の港湾施設</p>						<p>(1) 通常使用の場合</p> <p>イ 酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び<u>鼠ヶ関マリーナ</u>以外の港湾施設</p>					
港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考	港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考
岸壁 物揚場 船揚場	1 総トン数5トン未満の船舶(プレジャーボートを除く。岸壁・物揚場・船揚場の項(使用区分の欄第8項及び備考の欄第2号を除く。)において同じ。)	4,520 円	2,260 円	2,260 円	(1) 県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。 (2) 使用トン数、船舶の長さ及び使用期間の	岸壁 物揚場 船揚場	1 総トン数5トン未満の船舶(プレジャーボートを除く。岸壁・物揚場・船揚場の項(使用区分の欄第8項及び備考の欄第2号を除く。)において同じ。)	4,600 円	2,300 円	2,300 円	(1) 県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。 (2) 使用トン数、船舶の長さ及び使用期間の

1 トン1年間につき				単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
2 総トン数5トン以上50トン未満の船舶 24時間につき	168円	89円	89円	(3) 係船ロープを使用する場合は、使用時間24時間まで1本につき
3 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 24時間につき	339円	168円	168円	<u>11,340円</u> (外航船舶にあつては10,500円)、24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに1本につき
4 総トン数100トン以上150トン未満の船舶 24時間につき	509円	258円	258円	<u>5,670円</u> (外航船舶にあつては5,250円)を加算する。
5 総トン数150トン以上の船舶				
(1) 使用時間が12時間以内の場合	外航船舶以外の場合	外航船舶以外の場合	外航船舶以外の場合	
	5円9銭	2円54銭	2円54銭	
	外航	外航	外航	

1 トン1年間につき				単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
2 総トン数5トン以上50トン未満の船舶 24時間につき	171円	90円	90円	(3) 係船ロープを使用する場合は、使用時間24時間まで1本につき
3 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 24時間につき	345円	171円	171円	<u>11,550円</u> (外航船舶にあつては10,500円)、24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに1本につき
4 総トン数100トン以上150トン未満の船舶 24時間につき	518円	262円	262円	<u>5,770円</u> (外航船舶にあつては5,250円)を加算する。
5 総トン数150トン以上の船舶				
(1) 使用時間が12時間以内の場合	外航船舶以外の場合	外航船舶以外の場合	外航船舶以外の場合	
	5円19銭	2円59銭	2円59銭	
	外航	外航	外航	

1	船舶	船舶	船舶
トン	4円	2円	2円
につき	72銭	36銭	36銭
き			
(2)	外航	外航	外航
使用	船舶	船舶	船舶
時間	以外	以外	以外
が12	の船	の船	の船
時間	船	船	船
を超	<u>6円</u>	<u>3円</u>	<u>3円</u>
える	<u>80銭</u>	<u>40銭</u>	<u>40銭</u>
場合	外航	外航	外航
使	船舶	船舶	船舶
用時	6円	3円	3円
間	30銭	15銭	15銭
が			
24時			
間ま			
で1			
トン			
につ			
き			
使	外航	外航	外航
用時	船舶	船舶	船舶
間	以外	以外	以外
が	の船	の船	の船
24時	船	船	船
間を			
超え	<u>3円</u>	<u>1円</u>	<u>1円</u>
る分	<u>40銭</u>	<u>69銭</u>	<u>69銭</u>
12時	外航	外航	外航
間ま	船舶	船舶	船舶
で	3円	1円	1円
ごと	15銭	57銭	57銭
に			
1ト			
ンに			
つき			
6	外航	外航	外航
総ト	船舶	船舶	船舶
ン数	以外	以外	以外
の	の船	の船	の船
表示	船等	船等	船等
の			
ない	<u>169円</u>	<u>90円</u>	<u>90円</u>
船	外航	外航	外航
その	船舶	船舶	船舶
他			
船舶	157円	84円	84円
に類			
す			
る			
施設			
で			
長さ			

1	船舶	船舶	船舶
トン	4円	2円	2円
につき	72銭	36銭	36銭
き			
(2)	外航	外航	外航
使用	船舶	船舶	船舶
時間	以外	以外	以外
が12	の船	の船	の船
時間	船	船	船
を超	<u>6円</u>	<u>3円</u>	<u>3円</u>
える	<u>93銭</u>	<u>46銭</u>	<u>46銭</u>
場合	外航	外航	外航
使	船舶	船舶	船舶
用時	6円	3円	3円
間	30銭	15銭	15銭
が			
24時			
間ま			
で1			
トン			
につ			
き			
使	外航	外航	外航
用時	船舶	船舶	船舶
間	以外	以外	以外
が	の船	の船	の船
24時	船	船	船
間を			
超え	<u>3円</u>	<u>1円</u>	<u>1円</u>
る分	<u>46銭</u>	<u>72銭</u>	<u>72銭</u>
12時	外航	外航	外航
間ま	船舶	船舶	船舶
で	3円	1円	1円
ごと	15銭	57銭	57銭
に			
1ト			
ンに			
つき			
6	外航	外航	外航
総ト	船舶	船舶	船舶
ン数	以外	以外	以外
の	の船	の船	の船
表示	船等	船等	船等
の			
ない	<u>172円</u>	<u>92円</u>	<u>92円</u>
船	外航	外航	外航
その	船舶	船舶	船舶
他			
船舶	157円	84円	84円
に類			
す			
る			
施設			
で			
長さ			

	10メートル以上50メートル未満のもの 24時間につき								
	7 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ50メートル以上のもの 24時間につき	外航船舶 以外 の船舶等	外航船舶 以外 の船舶等	外航船舶 以外 の船舶等					
		340円	169円	169円					
		外航船舶	外航船舶	外航船舶					
		315円	157円	157円					
	8 プレジャーボート 船舶の長さ1メートル1月につき	556円	462円	462円					
係船浮標係船くい	係留時間24時間まで総トン数1トンにつき	外航船舶 以外 の船舶			使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。				
		1円 13銭							
		外航船舶							
		1円							
	10メートル以上50メートル未満のもの 24時間につき								
	7 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ50メートル以上のもの 24時間につき	外航船舶 以外 の船舶等	外航船舶 以外 の船舶等	外航船舶 以外 の船舶等					
		346円	172円	172円					
		外航船舶	外航船舶	外航船舶					
		315円	157円	157円					
	8 プレジャーボート 船舶の長さ1メートル1月につき	566円	470円	470円					
係船浮標係船くい	係留時間24時間まで総トン数1トンにつき	外航船舶 以外 の船舶			使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。				
		1円 15銭							
		外航船舶							
		1円							

	係留時間24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに総トン数1トンにつき	5 銭 外航船舶以外の船舶 <u>56銭</u> 外航船舶 52銭			
公共臨港線	貨物1トン当たり輸送距離100メートルにつき	<u>3円</u> <u>71銭</u>		貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン30分までごとに	<u>33,980円</u>			
移動式荷役機械	リーチスタッカー30分までごとに	<u>1,890円</u>			
ふ頭さばき地	1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地			(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあつては使用期間が	

	係留時間24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに総トン数1トンにつき	5 銭 外航船舶以外の船舶 <u>57銭</u> 外航船舶 52銭			
公共臨港線	貨物1トン当たり輸送距離100メートルにつき	<u>3円</u> <u>77銭</u>		貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン30分までごとに	<u>34,600円</u>			
移動式荷役機械	リーチスタッカー30分までごとに	<u>1,920円</u>			
ふ頭さばき地	1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地			(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあつては使用期間が	

					4日以内の場合 は、使用料を徴収しない。					4日以内の場合 は、使用料を徴収しない。
(1)	<u>11円</u>	<u>5円</u>	<u>5円</u>	(2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	(1)	<u>12円</u>	<u>6円</u>	<u>6円</u>	(2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
使用期間が4日を超え30日までの場合	<u>88銭</u>	<u>92銭</u>	<u>92銭</u>		使用期間が4日を超え30日までの場合	<u>10銭</u>	<u>2銭</u>	<u>2銭</u>		
1平方メートル1日につき				(3) 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する(使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)	1平方メートル1日につき				(3) 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する(使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)	
(2)	<u>23円</u>	<u>11円</u>	<u>11円</u>		(2)	<u>24円</u>	<u>12円</u>	<u>12円</u>		
使用期間が30日を超える場合	<u>76銭</u>	<u>88銭</u>	<u>88銭</u>		使用期間が30日を超える場合	<u>20銭</u>	<u>10銭</u>	<u>10銭</u>		
1平方メートル1日につき					1平方メートル1日につき					
2 専ら	<u>100円</u>				2 専ら	<u>101円</u>				
コンテナの保管の用に供するふ頭荷さば					コンテナの保管の用に供するふ頭荷さば					

	き地 1 T EU 1 日につ き					き地 1 T EU 1 日につ き				
木 材 荷 さ ば き 地	使用 面積 1 アール 15日につ き	<u>1,030</u> 円		使用面積 及び使用期 間の単位に 満たない場 合は、その 単位まで引 き上げる。		使用 面積 1 アール 15日につ き	<u>1,040</u> 円			使用面積 及び使用期 間の単位に 満たない場 合は、その 単位まで引 き上げる。
上屋 1	専ら コンテ ナの荷 さばき の用に 供する 上屋以 外の上 屋 (1) 使用 期間 が15 日以 内の 場合 1 平方 メー トル 1日 につ き (2) 使用 期間 が15 日を 超え 30日 まで の場	<u>14円</u> <u>24銭</u> <u>28円</u> <u>50銭</u>		(1) 使用 面積の単 位に満た ない場合 は、その 単位まで 引き上げ る。 (2) くん 蒸施設を 使用する 場合は、 くん蒸す る貨物 1 トン当 たり <u>140円</u> を加算す る (くん 蒸する貨 物の重量 が単位に 満たない 場合は、 その単位 まで引き 上げる。)。 (3) 天井 クレーン を使用す る場合 は、1時		上屋 1	専ら コンテ ナの荷 さばき の用に 供する 上屋以 外の上 屋 (1) 使用 期間 が15 日以 内の 場合 1 平方 メー トル 1日 につ き (2) 使用 期間 が15 日を 超え 30日 まで の場	<u>14円</u> <u>50銭</u> <u>29円</u> <u>2銭</u>		(1) 使用 面積の単 位に満た ない場合 は、その 単位まで 引き上げ る。 (2) くん 蒸施設を 使用する 場合は、 くん蒸す る貨物 1 トン当 たり <u>142円</u> を加算す る (くん 蒸する貨 物の重量 が単位に 満たない 場合は、 その単位 まで引き 上げる。)。 (3) 天井 クレーン を使用す る場合 は、1時

	合 1 平方 メー トル 1日 につ き (3) 使用 期間 が30 日を 超え る場 合 1 平方 メー トル 1日 につ き	<u>42円</u> <u>75銭</u>			間までご とに <u>4,810円</u> を加算す る。 (4) 使用 期間がそ の単位に 満たない 場合は、 その単位 まで引き 上げる。					合 1 平方 メー トル 1日 につ き (3) 使用 期間 が30 日を 超え る場 合 1 平方 メー トル 1日 につ き	<u>43円</u> <u>54銭</u>				間までご とに <u>4,890円</u> を加算す る。 (4) 使用 期間がそ の単位に 満たない 場合は、 その単位 まで引き 上げる。	
	2 一略 —	—略 —								2 一略 —	—略 —					
	3 上屋 内事務 室 1月 につ き	<u>44,00</u> <u>0円</u>								3 上屋 内事務 室 1月 につ き	<u>44,81</u> <u>0円</u>					
	4 コン テナ管 理施設 1平 方メー トル1 月につ き	<u>1,250</u> <u>円</u>								4 コン テナ管 理施設 1平 方メー トル1 月につ き	<u>1,270</u> <u>円</u>					
野積 場	1 使用 期間が 15日以 内の場 合	<u>2円</u> <u>33銭</u>	<u>1円</u> <u>16銭</u>	<u>1円</u> <u>16銭</u>	使用面積 の単位に満 たない場合 は、その単 位まで引き					野積 場	<u>2円</u> <u>37銭</u>	<u>1円</u> <u>18銭</u>	<u>1円</u> <u>18銭</u>	使用面積 の単位に満 たない場合 は、その単 位まで引き		

	1 平方メートル1日につき				上げる。				上げる。	
	2 使用期間が15日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき	<u>3円</u> <u>26銭</u>	<u>1円</u> <u>62銭</u>	<u>1円</u> <u>62銭</u>			<u>3円</u> <u>32銭</u>	<u>1円</u> <u>65銭</u>	<u>1円</u> <u>65銭</u>	
	3 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき	<u>4円</u> <u>21銭</u>	<u>2円</u> <u>9銭</u>	<u>2円</u> <u>9銭</u>			<u>4円</u> <u>28銭</u>	<u>2円</u> <u>12銭</u>	<u>2円</u> <u>12銭</u>	
船舶給水施設	1 外航船舶以外の船舶に給水する場合 (1) 時間内に行う給水 給水1立方メートル当たり	<u>550円</u>		<u>803円</u>	給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	船舶給水施設	<u>561円</u>		<u>818円</u>	給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

	(2) 時間 外に 行う 給水 給 水1 立方 メー トル 当た り 2 一略 —	706円 —	1,024 円 —	
廃油 処理 施設	ビル ジ又は 廃油1 トン当 たり	外航 船舶 以外 の船 舶 2,100 円 外航 船舶 1,950 円		ビルジ又 は廃油の重 量が単位に 満たない場 合は、その 単位まで引 き上げる。
廃棄 物選 別施 設	廃棄 物1立 方メー トル当 たり	139円		廃棄物の 容積が単位 に満たない 場合は、そ の単位まで 引き上げ る。

(注) 1～3 一略—
ロ 酒田北港緑地

港 湾 施 設 名	使用区分	使用料	備考
酒田 北港 緑地 (多 目的 広場 に限	全面 を使用 する場 合	1時間までご とに 2,400円	「入場料 金を領収 する場 合」とは、 使用者 が、入場 者からそ
	上記以外 の場合	1時間までご とに	

	(2) 時間 外に 行う 給水 給 水1 立方 メー トル 当た り 2 一略 —	719円 —	1,043 円 —	
廃油 処理 施設	ビル ジ又は 廃油1 トン当 たり	外航 船舶 以外 の船 舶 2,140 円 外航 船舶 1,950 円		ビルジ又 は廃油の重 量が単位に 満たない場 合は、その 単位まで引 き上げる。
廃棄 物選 別施 設	廃棄 物1立 方メー トル当 たり	141円		廃棄物の 容積が単位 に満たない 場合は、そ の単位まで 引き上げ る。

(注) 1～3 一略—
ロ 酒田北港緑地

港 湾 施 設 名	使用区分	使用料	備考
酒田 北港 緑地 (多 目的 広場 に限	全面 を使用 する場 合	1時間までご とに 2,440円	「入場料 金を領収 する場 合」とは、 使用者 が、入場 者からそ
	上記以外 の場合	1時間までご とに	

る。)	半面 を使用 する場 合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに <u>1,200円</u>	の入場の 対価を領 収する場 合その他 施設にお いて営利 を目的と する行為 を行う場 合をいう。
		上記以外の場合	1時間までごとに <u>590円</u>	

る。)	半面 を使用 する場 合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに <u>1,220円</u>	の入場の 対価を領 収する場 合その他 施設にお いて営利 を目的と する行為 を行う場 合をいう。
		上記以外の場合	1時間までごとに <u>600円</u>	

ハ 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 物揚 場 船揚 場 船舶 保管 施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日に <u>133円</u> つき	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月に <u>650円</u> つき	

ハ 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 物揚 場 船揚 場 船舶 保管 施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日に <u>135円</u> つき	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月に <u>662円</u> つき	

ニ 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 物揚 場 船舶 保管 施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル1日 につき <u>133円</u>	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル1月 につき <u>650円</u>	

ニ 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 物揚 場 船舶 保管 施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル1日 につき <u>135円</u>	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル1月 につき <u>662円</u>	

ホ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
緑地	駐車場	1日1回 <u>820円</u> につき	

ホ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
緑地	駐車場	1日1回 <u>830円</u> につき	

ヘ 鼠ヶ関マリーナ

ヘ 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 浮棧 橋揚 物揚 場	1 ヨット		県内に住所を有する者が使用する場合には、当分の間、所定の使用料の額の3分の2に相当する額とする。
	(1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット		
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 640円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 800円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 910円	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,040円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,040円 に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額	
	2 モーターボート		
	(1) 和船型モーターボート		
イ 長さ5メートル	6時間までごとに		

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
棧橋 浮棧 橋揚 物揚 場	1 ヨット		県内に住所を有する者が使用する場合には、当分の間、所定の使用料の額の3分の2に相当する額とする。
	(1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット		
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 650円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 810円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 920円	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,050円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,050円 に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額	
	2 モーターボート		
	(1) 和船型モーターボート		
イ 長さ5メートル	6時間までごとに		

未満のもの	690円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 850円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 960円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,120円
ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,120円 に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額
(2) 和船型 モーターボート以外の モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 850円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 1,020円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 1,210円
ニ 長さ7	6時間までご

未満のもの	700円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 860円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 970円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,140円
ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,140円 に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額
(2) 和船型 モーターボート以外の モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 860円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 1,030円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 1,230円
ニ 長さ7	6時間までご

		メートル 以上 8メ ートル未 満のもの ホ 長さ 8 メートル 以上のも の	とに <u>1,380円</u> 6 時間までご とに <u>1,380円</u> に長さが 7メ ートルを超え る 1メートル ごとに 440円 を加えた額			メートル 以上 8メ ートル未 満のもの ホ 長さ 8 メートル 以上のも の	とに <u>1,400円</u> 6 時間までご とに <u>1,400円</u> に長さが 7メ ートルを超え る 1メートル ごとに 440円 を加えた額		
船 舶 保 管 施 設	1 ヨット (1) ディン ギー型ヨッ ト イ 使用期 間が 1月 未満の場 合 ロ 使用期 間が 1月 以上の場 合 (2) ディン ギー型ヨッ ト以外のヨ ット イ 長さ 5 メートル 未満のも の (イ) 使 用期間 が 1月 未満の 場合 (ロ) 使 用期間 が 1月 以上の 場合 ロ 長さ 5 メートル 以上 6メ	1 日に <u>1,280</u> つき 円 1 月に <u>6,480</u> つき 円 1 日に <u>2,420</u> つき 円 1 月に <u>12,210</u> つき 円	(1) 県 内に住 所を有 する者 が使用 する場 合にお ける使 用料の 額は、 当分の 間、所 定の使 用料の 額の 3 分の 2 に相当 する額 とする。 (2) 使 用期間 の単位 に満た ない場 合は、 その単 位まで 引き上 げる。	船 舶 保 管 施 設	1 ヨット (1) ディン ギー型ヨッ ト イ 使用期 間が 1月 未満の場 合 ロ 使用期 間が 1月 以上の場 合 (2) ディン ギー型ヨッ ト以外のヨ ット イ 長さ 5 メートル 未満のも の (イ) 使 用期間 が 1月 未満の 場合 (ロ) 使 用期間 が 1月 以上の 場合 ロ 長さ 5 メートル 以上 6メ	1 日に <u>1,300</u> つき 円 1 月に <u>6,600</u> つき 円 1 日に <u>2,460</u> つき 円 1 月に <u>12,430</u> つき 円	(1) 県 内に住 所を有 する者 が使用 する場 合にお ける使 用料の 額は、 当分の 間、所 定の使 用料の 額の 3 分の 2 に相当 する額 とする。 (2) 使 用期間 の単位 に満た ない場 合は、 その単 位まで 引き上 げる。		

一 トル未
満のもの
(イ) 使 1日に 2,920
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 14,640
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ハ 長さ6
メートル
以上7メ
ートル未
満のもの

(イ) 使 1日に 3,410
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 17,090
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ニ 長さ7
メートル
以上8メ
ートル未
満のもの

(イ) 使 1日に 3,890
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 19,530
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ホ 長さ8
メートル

一 トル未
満のもの
(イ) 使 1日に 2,970
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 14,910
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ハ 長さ6
メートル
以上7メ
ートル未
満のもの

(イ) 使 1日に 3,470
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 17,400
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ニ 長さ7
メートル
以上8メ
ートル未
満のもの

(イ) 使 1日に 3,960
用期間 つき 円
が1月
未満の
場合

(ロ) 使 1月に 19,890
用期間 つき 円
が1月
以上の
場合

ホ 長さ8
メートル

以上のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき <u>3,890円</u> に長さが7メートルを超える1メートルごとに <u>1,210円</u> を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき <u>19,530円</u> に長さが7メートルを超える1メートルごとに <u>6,090円</u> を加えた額
2 モーターボート	
(1) 和船型モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>2,420円</u> につき
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>12,700円</u> につき
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,160円</u> につき

以上のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき <u>3,960円</u> に長さが7メートルを超える1メートルごとに <u>1,230円</u> を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき <u>19,890円</u> に長さが7メートルを超える1メートルごとに <u>6,200円</u> を加えた額
2 モーターボート	
(1) 和船型モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>2,460円</u> につき
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>12,930円</u> につき
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,210円</u> につき

場合	
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>15,260</u> 円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,650</u> 円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>17,830</u> 円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>4,140</u> 円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>20,390</u> 円
ホ 長さ8メートル以上のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき <u>4,140</u> 円に長さが7メートルを超える1

場合	
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>15,540</u> 円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,710</u> 円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>18,160</u> 円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>4,210</u> 円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>20,760</u> 円
ホ 長さ8メートル以上のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき <u>4,210</u> 円に長さが7メートルを超える1

場合	メートルごとに <u>1,330円</u> を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき <u>20,390円</u> に長さ7メートルを超える1メートルごとに <u>6,340円</u> を加えた額
(2) 和船型 モーターボート以外の モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,070円</u>
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>15,420円</u>
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,790円</u>
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>18,520円</u>

場合	メートルごとに <u>1,350円</u> を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき <u>20,760円</u> に長さ7メートルを超える1メートルごとに <u>6,450円</u> を加えた額
(2) 和船型 モーターボート以外の モーターボート	
イ 長さ5メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,120円</u>
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>15,700円</u>
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日に <u>3,860円</u>
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月に <u>18,860円</u>

ハ 長さ6 メートル 以上7メ ートル未 満のもの (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日に <u>4,390</u> つき 円
(ロ) 使 用期間 が1月 以上の 場合	1月に <u>21,620</u> つき 円
ニ 長さ7 メートル 以上8メ ートル未 満のもの (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日に <u>4,970</u> つき 円
(ロ) 使 用期間 が1月 以上の 場合	1月に <u>24,690</u> つき 円
ホ 長さ8 メートル 以上のも の (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日につき <u>4,970円</u> に長 さが7メート ルを超える1 メートルごと に <u>1,530円</u> を 加えた額
(ロ) 使 用期間 が1月	1月につき <u>24,690円</u> に長 さが7メート

ハ 長さ6 メートル 以上7メ ートル未 満のもの (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日に <u>4,470</u> つき 円
(ロ) 使 用期間 が1月 以上の 場合	1月に <u>22,020</u> つき 円
ニ 長さ7 メートル 以上8メ ートル未 満のもの (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日に <u>5,060</u> つき 円
(ロ) 使 用期間 が1月 以上の 場合	1月に <u>25,140</u> つき 円
ホ 長さ8 メートル 以上のも の (イ) 使 用期間 が1月 未満の 場合	1日につき <u>5,060円</u> に長 さが7メート ルを超える1 メートルごと に <u>1,550円</u> を 加えた額
(ロ) 使 用期間 が1月	1月につき <u>25,140円</u> に長 さが7メート

	以上の 場合	ルを超える1 メートルごと に7,710円を 加えた額	
	—略—		
駐	1 及び 2 —略— 3 大 型自 動車 及び 大型 特殊 自動 車	—略— 1日に <u>1,210</u> つき 円	
船揚 場	ウイン チ	ヨッ ト及び モー ター ボ ー ト 1 長 さ5 メ ー トル 未 満 の もの 2 長 さ5 メ ー トル 以 上 の もの	1回に <u>600</u> 円 つき 1回に <u>910</u> 円 つき
	上下架 クレー ン	ヨッ ト及び モー ター ボ ー ト 1 長 さ6 メ	1回に <u>1,090</u> つき 円

	以上の 場合	ルを超える1 メートルごと に7,850円を 加えた額	
	—略—		
駐	1 及び 2 —略— 3 大 型自 動車 及び 大型 特殊 自動 車	—略— 1日に <u>1,230</u> つき 円	
船揚 場	ウイン チ	ヨッ ト及び モー ター ボ ー ト 1 長 さ5 メ ー トル 未 満 の もの 2 長 さ5 メ ー トル 以 上 の もの	1回に <u>610</u> 円 つき 1回に <u>920</u> 円 つき
	上下架 クレー ン	ヨッ ト及び モー ター ボ ー ト 1 長 さ6 メ	1回に <u>1,110</u> つき 円

		トル 未満 の の の	2 長 さ6 メー トル 以上 の の	1 回に つき	1,310 円
港 湾 管 理 事 務 所	—略— 研修ホ ール			1 時間まで ごとに	照明設 備を使用 する場合 は、1 時間 までごと に1,200円 を加算す る。
	—略—				

		トル 未満 の の の	2 長 さ6 メー トル 以上 の の	1 回に つき	1,330 円
港 湾 管 理 事 務 所	—略— 研修ホ ール			1 時間まで ごとに	照明設 備を使用 する場合 は、1 時間 までごと に1,220円 を加算す る。
	—略—				

(注) 1 及び 2 —略—

(2) 目的外使用又は占用の場合

港湾 施設 名	使用区分	使用料	備考
港 湾 施 設	港湾管理 事務所	1 平方 メートル 1 年 につき	5,580 円 使用面積及 び使用期間の 単位に満たな い場合は、そ の単位まで引 き上げる。
	—略—		
港 湾 施 設 用 地	工作 物を 設置 する 場合	—略— その 他	1 平方メ ートル1 円 年につき (加茂港及び 鼠ヶ関港にあ つては360円)
			(1) 使用面積 が単位に満た ない場合は、 その単位まで 引き上げる。 (2) 使用期間 が1年に満た ない場合にあ つては、月割 計算によるも のとする。こ

(注) 1 及び 2 —略—

(2) 目的外使用又は占用の場合

港湾 施設 名	使用区分	使用料	備考
港 湾 施 設	港湾管理 事務所	1 平方 メートル 1 年 につき	5,680 円 使用面積及 び使用期間の 単位に満たな い場合は、そ の単位まで引 き上げる。
	—略—		
港 湾 施 設 用 地	工作 物を 設置 する 場合	—略— その 他	1 平方メ ートル1 円 年につき (加茂港及び 鼠ヶ関港にあ つては360円)
			(1) 使用面積 が単位に満た ない場合は、 その単位まで 引き上げる。 (2) 使用期間 が1年に満た ない場合にあ つては、月割 計算によるも のとする。こ

			の場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。				の場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。
工作物を設置しない場合	1平方メートル1月につき (加茂港及び鼠ヶ関港にあつては40円)	80円	(1) 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき、140円とする。 (2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (3) 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。	工作物を設置しない場合	1平方メートル1月につき (加茂港及び鼠ヶ関港にあつては40円)	80円	(1) 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき、140円とする。 (2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (3) 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案							
(利用料金)				(利用料金)							
第10条 一略一				第10条 一略一							
2 利用料金は、多目的広場にあつては1時間当たり、庭球場にあつては1面1時間当たりそれぞれ720円を上限として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。				2 利用料金は、多目的広場にあつては1時間当たり、庭球場にあつては1面1時間当たりそれぞれ740円を上限として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。							
3～5 一略一				3～5 一略一							
別表				別表							
名称	区分		単位	使用料の額		名称	区分		単位	使用料の額	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	360円		多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	370円	
		上記以外の場合	1時間当たり	720円				上記以外の場合	1時間当たり	740円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円			半面を使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	210円
		上記以外の場合	1時間当たり	460円				上記以外の場合		1時間当たり	470円
	1/4面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	100円			1/4面を使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	100円
		上記以外の場合	1時間当たり	200円				上記以外の場合		1時間当たり	210円
一略一				一略一							
備考 一略一				備考 一略一							

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表		別表	
区分	金額	区分	金額
着陸料	着陸1回ごとに、ヘリコプターの重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ次に定める金額に <u>1.08</u> を乗じて得た金額 (1)及び(2) ー略ー	着陸料	着陸1回ごとに、ヘリコプターの重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ次に定める金額に <u>1.1</u> を乗じて得た金額 (1)及び(2) ー略ー
停留料	停留した時から24時間までごとに、ヘリコプターの重量に応じて、それぞれ次に定める金額に <u>1.08</u> を乗じて得た金額 (1)～(3) ー略ー	停留料	停留した時から24時間までごとに、ヘリコプターの重量に応じて、それぞれ次に定める金額に <u>1.1</u> を乗じて得た金額 (1)～(3) ー略ー
備考 1及び2	ー略ー	備考 1及び2	ー略ー

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第 1			別表第 1		
行為の内容	単位	料金	行為の内容	単位	料金
第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	<u>720円</u>	第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	<u>730円</u>
— 略 —			— 略 —		
別表第 2			別表第 2		
施設	単位	料金	施設	単位	料金
駐車場	1 日 1 回につき	<u>820円</u>	駐車場	1 日 1 回につき	<u>830円</u>
— 略 —			— 略 —		